

令和8年度 人権啓発活動事業

企画コンペティション仕様書

令和8年5月7日

新潟県福祉保健部福祉保健総務課

## 1 目的

多様な人権課題の啓発活動を通じ、広く県民ひとりひとりの人権意識の高揚を促す。

## 2 基本事項

- ① 事業を通じた基本コンセプトを設定し、必要に応じてキャッチコピーを提案するなど、県民に対して、統一感を持ったわかりやすい人権啓発活動を実施すること。
- ② 本事業で取り扱う人権課題は下記の18項目とし、個別の人権課題の周知・啓発を行うとともに、全体を網羅的かつ効果的に周知・啓発するための創意工夫に努めること。

### <人権課題>

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 女性の人権             | 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見  |
| こどもの人権            | 犯罪被害者とその家族の人権        |
| 高齢者の人権            | ○インターネットによる人権侵害      |
| 障害を理由とする偏見や差別     | 北朝鮮当局による人権侵害問題       |
| ○同和問題に関する偏見や差別    | ホームレスに対する偏見や差別       |
| アイヌの人々に対する偏見や差別   | ○性的指向や性自認を理由とする偏見や差別 |
| ○外国人の人権           | 人身取引                 |
| 感染症患者等に対する偏見や差別   | 東日本大震災に起因する偏見や差別     |
| 新潟水俣病被害者に対する偏見や差別 | ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別 |

○印のついた人権課題を5(1)(2)(3)(4)の業務内容の中心とする。

## 3 委託費用

7,159,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

当初契約に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

## 4 期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

## 5 業務内容

### (1) 人権啓発動画の制作・広告配信

- ① 「2 基本事項」<人権課題>のうち○印のものについて、人権尊重の重要性をわかりやすく訴える啓発動画を制作すること。
- ② メディアにひろく取り上げられるよう、県内学校や団体とのタイアップを検討するなど、創意工夫を行うこと。
- ③ 制作にあたっては、デジタルヨセガキなどを活用し、デジタル空間を活用した人権尊重へのメッセージの募集用データを作成し、参加者や県民の投稿メッセージや投稿する様子を動画に盛り込むこと。

- ④ 制作した動画は、県公式 YouTube チャンネルに掲出するほか、SNS や YouTube ショート動画等、広告配信による広報を実施すること。広告配信によるインプレッション数は、延べ 100 万回以上を目標とすること（県へのデータ納品は、MP4 形式とする）。
- ⑤ 制作した動画について、下記 (2) (3) (4) の業務で活用すること。

## (2) 各種媒体を活用した啓発広報の実施

- ① 人権週間（12 月 4 日～10 日）及び人権デー（12 月 10 日）の周知を行うこと。
- ② 広報の期間は、原則として、令和 8 年 12 月 1 日（火）～12 月 10 日（木）の期間内とするが、効果的な広報のため前後に延長して行うことを妨げない。
- ③ 周知に当たっては、特に次の 4 つの人権課題について、個別に啓発広報することとし、当事者の声を発信するなど、人権尊重の重要性をわかりやすく訴求することとする。

- ・ 同和問題に関する偏見や差別
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別
- ・ 外国人の人権

- ④ 参考資料 1 「令和 7 年度媒体別認知度アンケート結果」を踏まえるなど、効果的な周知・啓発が可能な広報手法・媒体を選定し提案すること。
- ⑤ 具体的な広報イメージ、実施期間、回数等を提案すること。

## (3) じんけんフェスティバルの実施

- ① 人権週間に向けて県民参加型のイベント「じんけんフェスティバル」を実施すること。
- ② イベントの企画・運営・参加者募集・イベント広報・会場の手配も行うこと。
- ③ 参加者募集にあたってはチラシ、ポスター、SNS 画像、その他広報物を制作のうえ、多様な年代の多数の県民が参加するようにすること。
- ④ 開催時期は原則として 11 月～12 月とし、1 回以上開催すること。
- ⑤ イベントにおいては、(1) で制作した動画をイベントにおいて配信するとともに、人権週間及び人権デーの周知を行い、本事業の集大成的なイベントにすること。
- ⑥ イベントにおいては、県民に知名度のあるゲストによるトークショーやステージイベントを盛り込むなど、従来の講演型啓発では参加しにくかった層にも人権への関心を持ってもらう契機とし、体験や共感を通じた多様性・自己表現・違いを尊重する意識の理解促進を図ること。

## (4) 人権映画上映会の実施

- ① 「2 基本事項」＜人権課題＞のうち○印のものいずれかをテーマとする人権映画の上映会及びゲストによる感想会を実施すること。
- ② イベントの企画・運営・参加者募集・イベント広報・会場の手配も行うこと。
- ③ 参加者募集にあたってはチラシ、ポスター、SNS 画像、その他広報物を制作のうえ、多様な年代の多数の県民が参加するようにすること。

- ④ 若い世代が多様性を理解し尊重する意識を身につける機会を提供し、若い世代も参加するよう特に留意すること。
- ⑤ 上越・中越・下越の各地域で1回以上開催し、県内全体で人権意識を醸成すること。
- ⑥ 上映会においては、(1)で制作した動画を上映前後に配信すること。
- ⑦ 上映作品は県と協議のうえ決定すること。

## **(5) アンケート調査の実施**

- ① 5(2) 各種媒体を活用した啓発広報の実施について
  - ・ 県が指定した設問（概ね10問程度）のアンケートをWeb等で実施すること。
  - ・ 実施期間は、令和8年12月1日（火）～12月14日（月）とする。  
なお、上記の期間で実施することができない場合は、12月15日（火）から21日（月）まで実施することができる。
  - ・ 有効回答数は最低200件とし、県内の幅広い年代、地域から回答を得ること。
- ② 5(3) じんけんフェスティバルの実施について
  - ・ 本イベント参加者に対して県との協議により内容を決定したアンケート調査を実施すること。
- ③ 5(4) 人権映画上映会の実施について
  - ・ 本上映会参加者に対して県との協議により内容を決定したアンケート調査を実施すること。

## **6 成果報告書の提出**

事業完了後、各取組の実施状況を取りまとめた成果報告書を提出すること。

## **7 その他**

- ① 本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- ② 業務の遂行に当たっては、県と随時協議し調整を行うものとする。
- ③ 別紙「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守すること。
- ④ 本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は新潟県を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則して、必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略し、若しくは削除することができる。